

業務委託契約書（案）

- 1 業 務 名 香芝市地域子育て支援拠点事業運営管理業務
- 2 履 行 場 所 (1) 子育て交流センターおうちのこうえん
香芝市逢坂一丁目347番地1 総合福祉センター3階
(2) 香芝市子育て支援センター
香芝市旭ヶ丘四丁目12番地20
(3) マミつどいの広場
香芝市真美ヶ丘六丁目10番
(エコール・マミショッピングセンター南館2階マミホール)
- 3 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 4 業 務 期 間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- 5 契 約 金 額 金 円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円）
月額単価及び年度別内訳は、別紙のとおりとする。
- 6 支 払 の 方 法 別紙のとおり
- 7 契 約 保 証 金

上記の委託業務について、発注者及び受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市

市 長 三 橋 和 史

受注者 奈良県香芝市〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、本契約書に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本及び発注者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、頭書きの履行期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 受注者は、本契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、本契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(守秘義務)

第4条 受注者は、本契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約の終了後もまた同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 受注者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の保証)

第6条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

- (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

（業務責任者）

- 第7条 受注者は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 前項の業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

（履行報告）

- 第8条 発注者は、必要と認めるときは、前条第1項の業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（検査）

- 第9条 受注者は、業務を履行したときは、直ちに発注者に対して仕様書に定める報告書等を提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の検査に合格したときをもって業務の履行を完了したものとする。

（再履行）

- 第10条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。
- 2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、直ちに発注者に届け出て、速やかに検査を受けなければならない。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の検査に準用する。

（契約代金の支払）

- 第11条 受注者は、第9条1項又は前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(指定期日の延期等)

第12条 受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。

(危険負担)

第13条 本契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡し等自ら指定した方法による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が、履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞における遅延利息等)

第15条 発注者は、第12条第1項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、受注者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定による財務大臣が決定する率により計算した額の遅延違約金の支払を請求することができる。

2 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は、算入しない。

- 3 受注者は、発注者の責めに帰する事由により、第11条第1項の規定による契約代金の支払が遅延した場合においては、発注者に対して、未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定による財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、天災地変、戦争、内乱、感染症その他の不可抗力により、本契約に基づく全部又は一部の義務の履行が不能になった場合には、その責任を負わない。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者がその責めに帰すべき事由により、期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に係る解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては、役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（談合等不正行為による解除）

第19条 発注者は、受注者が本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（損害賠償）

第20条 受注者が本契約に違反し、又は本契約による業務の履行に関し、受注者の故意又は過失によって発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 2 第17条第2項及び第3項の規定（第18条第2項及び前条第2項の規定において準用する場合を含む。）は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 発注者は、前3条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について何ら賠償し、又は補償することは要しない。

（受注者の解除権）

第21条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者と協議の上、本契約を解除することができる。

(1) 第16条第1項の規定により、発注者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合においてその中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第16条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

3 発注者は、前2項の規定による契約の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議解除)

第22条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第23条 契約が解除され、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について履行不能となった場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(管轄裁判所)

第24条 発注者及び受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(補則)

第26条 本契約に定めがない事項又は本契約の各条項の解釈において疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、業務責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 業務責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

(業務従事者の監督及び教育)

第8条 受注者は、本契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、本契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、本契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、本契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第11条 受注者は、本契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

第12条 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提供を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13条 受注者は、個人情報の漏えい等その他の本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのある事を知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、本契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

- 2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙

月額単価

名称	単位	料金
香芝市地域子育て支援拠点運営管理 業務委託料	月	金 円 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

本契約締結後、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、発注者は、本契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

年度別内訳

契約期間	契約金額内訳
令和 9 年度分 (令和 9 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)	金 円 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
令和 1 0 年度分 (令和 1 0 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで)	金 円 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
令和 1 1 年度分 (令和 1 1 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで)	金 円 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

支払の方法

本契約の支払は、毎年度 6 月、9 月、1 2 月、3 月末締めで受注者が送付する適法な請求書を発注者が受理した日から 3 0 日以内に、受注者指定の金融口座に振り込むものとする。